

記者発表資料

令和3年11月19日(金)

日高市総務部 危機管理課 交通安全・防犯担当Tel042-989-2111 内線 3345課長 渋谷 秀一担当者職・氏名 主幹 堀口 喜由**犯罪被害者等支援条例を制定します**

犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等に対する支援については、国等による各種給付制度が存在してはいるものの、誰もが犯罪被害者等となる可能性があることからすると、十分な支援がなされているとは言えません。

そこで、当市においても犯罪被害者等の支援のため、「日高市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的な推進を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るものです。

主な内容

市、市民および事業者が果たすべき役割を明示するとともに、見舞金の支給要件を定めます。

見舞金の種類、支給額等

種類	支給額	支給対象
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した者の遺族
傷害見舞金	10万円	犯罪行為により傷害を受けた者

施行予定日

令和4年1月1日